

# 統計センターの役割・業務等の 在り方に関する提言

平成 18 年 8 月 4 日

統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会

# 目 次

はじめに	1
第1章 統計行政の課題と統計センターの役割	
1 統計行政をとりまく課題	
(1) 統計行政全体の課題	2
(2) 公的統計の質的向上を実現するための機能とその強化	3
(3) 行政改革の要請	4
2 統計センターの現状	
(1) 統計センターの目的、業務とその体制	4
(2) これまでの実績	5
3 統計行政の課題への統計センターの貢献	
(1) 統計センターの貢献可能性	7
(2) 統計センターにおいて新たに実施することが期待される具体的業務	8
第2章 課題の解決策と留意事項	
1 基本的な考え方	10
2 外部リソースを活用した製表業務等の的確な実施	
(1) 製表業務における「コアコンピタンス」が必要な業務の実施体制等	10
(2) 製表業務における外部リソースを活用する業務	10
(3) 新たな業務への対応	11
3 外部リソースの活用にあたっての留意点	
(1) 情報管理の徹底による統計の信頼性の確保	11
(2) 品質の維持向上・期限厳守とトータルコストの低減	11
(3) 統計に関する専門性やノウハウの維持・向上への配慮	11
(4) 外部リソースの活用方法	11
4 業務・システムの改革等	
(1) 基幹システムの刷新	12
(2) 研究成果の活用等による業務の見直しと専門的能力の向上	12
第3章 新たな組織の在り方	
1 人材の確保・育成等の在り方	
(1) 今後の業務に従事する常勤職員に求められる能力	13
(2) 有能な人材を確保・育成するための方策	13
2 独立行政法人の見直しへの対応	14
第4章 統計センターが将来有すべき役割と業務	15
むすび	17

## はじめに

行政改革が進められる中、統計行政にも改革の波が押し寄せている。「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へという基本的視点に立った統計法制度の見直し、産業構造の変化に対応した新たな統計の整備、限られた資源の有効活用の観点からの統計行政の在り方の見直し、統計調査環境の変化に対応した調査方法等の見直しなどが時を同じくして進められている。

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、統計行政の最大目的の一つである正確な統計の迅速かつ安定的な作成・提供を製表（集計）機能面から担っている。統計センターについては、独立行政法人としての組織・業務等の見直しが予定されているが、その際には、上記のような統計行政の改革や行政改革の動向を踏まえ、改革全体の方向と整合のとれた形でその役割・業務等の在り方を検討することが望まれる。

本提言は、総務省統計局長の要請にこたえて平成 18 年 3 月から 6 月にかけて 5 回にわたり開催した「統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会」における議論等に基づき、研究会が提言として取りまとめたものである。

詳しくは本提言の中で述べるが、時代の要請である統計行政の改革のうち、その解決のために統計センターの積極的な貢献が不可欠であるものも少なくない。これまで培ってきた能力を活用しさらに高度化するとともに、外部リソースを積極的に活用することなどにより、行政機関のスリム化という行政改革の要請にこたえつつ、これに当たることは十分可能と考える。

総務省統計局（以下「統計局」という。）及び統計センターなど関係機関において、関係者が一丸となった真摯な取組を行い、本提言の実現に向けて、自律的かつ主体的に取り組まれることを要請する。

## 第1章 統計行政の課題と統計センターの役割

統計専門機関としての統計センターの役割・業務等の在り方を検討していくに当たっては、統計行政を取り巻く課題や行政改革の要請を整理した上で、統計センターの能力を分析し、統計行政の課題解決に統計センターがどのような役割を果たしうるのか、一定の役割を果たすための条件は何かについて考察を行う必要がある。

### 1 統計行政を取り巻く課題

#### (1) 統計行政全体の課題

現在の我が国の統計の問題は、「統計制度改革検討委員会報告」(平成18年6月5日)(別紙1)等において指摘されている。

同報告等の指摘から、総じていえば、

① 社会の必要とする統計が十分に整備されていないこと

② 行政記録の統計への活用が進んでいないこと、また、これに関連して行政記録を活用した母集団情報が整備されていないこと

③ 調査環境の変化に統計調査が対応しきれていないこと

④ 統計の高度利用のニーズへの対応がなされていないこと

が、我が国の統計が抱える重要な問題である。限りのある各種リソースをより有効に活用してこれらの問題に対応し、公的統計の質的向上(注)を実現することが、統計行政全体の課題となっており、様々な取組が進められている。

ここでは、特に、統計センターの役割との関わりが強い以下の～の取組に注目したい。

(注)本提言において「公的統計の質的向上」とは個別の公的統計の質的向上にとどまらず、公的統計に係る行政サービスの質的向上を含む概念として用いている。

#### 産業構造の変化に対応した新たな統計の整備

現在、上記①②③④の問題に対応するため、産業構造の変化に対応した新たな統計の創設が進められている。特に、サービス産業を中心とした新規事業や業態の実状を把握するなど、不足している産業分野の統計の充実が急がれる。このため、いわば事業所・企業版の国勢調査ともいえるべき「経済センサス」の創設と、GDPの約7割のウェイトを占めるサービス産業全体の動向を月次で概括的に把握する新たな「サービス産業動態統計」の創設は、我が国の経済社会の実態を的確にとらえ得る統計の体系的整備として早急に取り組むこととされている。

#### 「ビジネスフレーム」の構築

上記①②③④の問題に直接対応し、限りあるリソースの有効活用に資する取組として、行政記録の統計への活用が検討されている。これによって、統計調査を取り巻く環境の変化に対応し、効率的な統計作成や調査対象者の負担軽減等が期待される。

この行政記録の統計への活用に関連する重要な取組として、先進諸国で積極的に進められている事業所・企業を対象とする共通の母集団情報である「ビジネスフレーム」の構築が挙げられる。「ビジネスフレーム」は、商業登記簿など行政記録の活用により企業等の情報を適切かつ効率的に把握するものである。これは、上述の「経済センサス」をはじめ、事業所・企業に係る基礎的な統計の作成等に母集団情報として活用することによって、公的統計作成の正確性・効率性の向上、報告者負担の軽減に資することを目的としており、我が国でもその構築が期待さ

れている。

### **調査環境の変化への対応**

上記 )の問題状況として、従来の都市化、人口移動、女性の就業の増加に加え、プライバシー意識等の高まり、オートロックマンションの増加、企業における調査記入担当部門の合理化などにより、統計調査への協力が得にくくなっていること等が挙げられる。これらに対する取組として、今日、調査実施者における統計調査の調査方法、調査員業務の在り方、調査内容等の見直しに向けた取組が進められている。これに伴い、調査票の回収の流れや記入内容も変化することが想定され、製表も含めた統計作成過程全体における取組も求められてくる。

### **統計データの二次的利用の促進**

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」あるいは「国民の共有財産としての統計」へ基本的視点を転換すべきことが指摘されている。その中で、学術・研究方面から要請されている上記 )の問題に対応した取組として、統計データの二次的利用の促進がある。

これは、調査対象となった国民や事業者の負担と協力を得て作成された貴重な公的統計のデータについて、個人情報や企業秘密の保護を前提に、その調査票の情報を直接用いたデータの有効活用を出来る限り促進すべきであるとの考えに基づいている。

このような観点から、諸外国に比べ遅れている統計データの二次的利用に向けた取組が強く求められており、統計法制度の抜本的見直しの中で、統計データの二次的利用の促進に必要な措置を講じることが検討されている。同時に、統計データの二次的利用に伴って必要となる事業として、データアーカイブの整備、オーダーメイド集計、匿名標本データの作成等の実施が求められている。(別紙2)

## **(2) 公的統計の質的向上を実現するための機能とその強化**

(1) ~ で述べた取組は、いずれも、公的統計の質的向上を図っていく上で重要な取組であり、その実現には、次のような機能とその強化が必要である。

### **データの秘匿機能・情報管理機能**

統計データの二次的利用における調査票の使用や「ビジネスフレーム」の構築などの行政記録の活用に当たっては、個人や企業が特定され個人や企業の秘密が万が一にも漏れることのないよう、個々のデータの厳密かつ高度な秘匿処理や適正な情報管理の徹底が強く要請される。仮に、このような情報が漏れることがあれば、二次的利用に用いた統計調査の調査対象や統計に活用した行政記録の関係者の信頼を大きく揺るがすこととなりかねず、ひいては、国民の調査協力への意識にも大きな影響を与える。

### **統計的データ処理機能**

「ビジネスフレーム」については、統計調査の調査票に含まれる情報のみならず関係行政機関等から提供された情報をも活用し、さらにはその情報から符号格付等を行うなどのデータの加工作業を通じて作成・更新することが想定されており、こうした業務を遂行するための専門能力も必要となる。

統計データの二次的利用の促進についても、高度の専門知識や統計データの加

工、編集、集計、提供等によるデータの秘匿処理機能等の統計的専門能力が必要である。

また、経済センサスやサービス産業動態統計の製表では、産業横断的な統一基準に基づきつつ、新たな業種や業態に対応した的確な産業分類が必要であり、あらゆる産業形態に対応可能な統計的データ処理機能が求められる。

### **データの審査・訂正機能**

調査環境の変化に伴い調査票の記入不備等が増加していることから、統計の正確性を確保するため、集計段階における記入誤りの発見、記入に対する照会やデータ訂正等のデータ審査・訂正機能がこれまで以上に求められる。

さらに、正確な統計を作成していくため組織的な品質管理を徹底していくことも、これらの取組の成否の重要な鍵を握るものといえる。特に、調査環境の変化により、調査票の記入不備が増加するなど、正確性への要請はますます増してくるものと考えられる。

強化が求められる上述の機能はいずれも、統計に関する高い専門性・技術や、そうした専門性を備えた一定の人的資源の投入を要するものであり、経験の蓄積や暗黙知の伝達が不可欠である。したがって、日頃からの計画的な人材育成が重要である。

## **(3) 行政改革の要請**

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るため、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)には「国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間で5%以上純減させる。」こと等が明記されている。さらに「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。)」において同趣旨の規定が設けられているほか、独立行政法人に対しても国の行政機関に準じた人件費の削減が求められている。

また、「民間にできることは民間に」の基本理念の下、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)では、市場化テストの速やかな本格的導入、官業の民間開放の推進が定められ、国が直接実施している事務・事業のほか、独立行政法人等が行う事務・事業について市場化テスト・民間開放への取組を求めている。

統計行政も行政の一分野として、これらの行政改革に積極的に取り組んでいくことが必要である。

## **2 統計センターの現状**

### **(1) 統計センターの目的、業務とその体制**

統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とし、平成15年4月に設立された独立行政法人であり、その役職員には国家公務員身分が与えられている。前身は、総務省の施設等機関であり、総理府統計局製表部、総務庁統計センターの時代を通じて、統計局が所管する統計調査の製表がその中心業務であった。現在、その実施する業務を整理すれば、

国勢調査等の製表

国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて行う製表

統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

～ の業務に必要な技術の研究

～ の業務に附帯する業務

となる。

統計センターの具体的な製表業務は、統計調査によって収集された膨大な調査票（データ）を、調査票の受付整理、調査票の入力、分類符号の格付、データチェック、結果表の作成、結果表の審査という工程で実施されている。これらの工程については、正確性、迅速性、効率性を確保するため、製表全体の計画及び事前の準備、製表システム開発等を行う必要がある。その他、正確性の確保のためのデータエディティングの方法、製表業務の効率化等を図るための符号格付の自動化等の製表技術の研究を行っている。（別紙 3）

統計センターは、このような製表業務を遂行し、正確な統計を作成すること等を通じて国民や社会に貢献することを使命として活動を行っている。

統計センターの常勤職員数は約 900 人であり、その約 9 割は製表業務の中核を担う製表部に配属されている。製表部では、国勢調査等の大規模な統計調査が周期的に行われることに伴い生じる業務量の変化に柔軟に対応し、製表要員を機動的に活用するため、調査ごとの縦割りの組織編成ではなく、業務の管理、業務の企画、業務の実施、製表結果の審査、製表に必要な情報処理といった各統計調査に共通する機能別の組織としている。また、総務部のほか規模は小さいが部相当の組織として研究センターが置かれている。（別紙 4）

## (2) これまでの実績

統計センターは、これまで時代の要請から生じる様々な課題を解決しつつ統計調査の製表（集計）機能面でその任務を果してきた。

大規模な周期調査については、極めて膨大な量の調査票を正確かつ早期に処理することが必要となる。例えば、全世帯を対象とする国勢調査の場合、その調査票の枚数は約 5600 万枚に及んでいる。

また、重要な経済政策の決定の基礎情報となる労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等の経常調査については、毎月の厳しい期限に対応し、正確な統計を迅速に作成することが求められる。例えば、経済政策や国民生活に直結する消費者物価指数の計算については、調査月末には東京都区部の速報値、調査月の翌月には全国の消費者物価指数を公表する期限に間に合うよう、データの加工、集計、審査を非常に短期間で行わなければならない。このため、統計センターにおいては、約 3 万の小売店舗、事業所から約 500 品目の商品・サービス、23000 世帯の家賃等を調査して収集される商品等の価格データについて、調査対象商品の変更による価格変動への適切な接続措置を迅速に行う必要がある。

### 高度な専門性を持った中央集計機関

統計センターは、長年にわたる製表実務で培った専門性・ノウハウと最新の技術を駆使して効率的な製表システムを作り上げ、求められる課題に対応してきた。

さらに、個々の統計調査のみに限定された視野で効率性等を追求するのではなく、統計局所管の周期調査及び経常調査、その他各府省及び地方公共団体から委

託を受けた統計調査等の製表を合理的に組み合わせリソースを効果的に活用することや効果的な専門技術を各調査へ転用することなどにより効率性や集計期間の短縮を追求してきた。

同時に、国民・企業の秘密を含む大量かつ絶え間なく到着する調査票の情報、市場に影響を与える重要な経済指標（消費者物価指数、失業率等）の公表前の結果情報を常時適切に取り扱うよう情報管理を徹底してきた。

いうまでもなく、統計は後世に残る国民の共有財産であり、一度作成に失敗すれば二度と取り返すことができないものである。また、統計センターで製表を実施する統計調査の結果は、地方交付税交付金の算出や年金額の改定等といった国民生活に影響する施策の基礎情報として用いられている。そのため、製表の失敗は許されないし、中立性の確保も必要不可欠である。

統計センターは、このような重要な統計の製表業務を長期にわたり信頼性を確保しつつ正確かつ迅速に実施することで、独自のノウハウや専門性を蓄積し、統計行政の一翼を担う高度な専門性を持った中央集計機関として信頼性の高い重要な地位を占めてきた。

### **統計センターの「コアコンピタンス」**

上述のように、統計センターは長年にわたって製表の役割を担うことで、次のような独自のノウハウや専門性等を蓄積し、その能力等を培ってきた。

こうした能力は、統計センターの強み、統計センターのみが有する独自のものである。また、組織としての統計センターのいわゆる「コアコンピタンス」（組織としての中核的能力）であるといえることができる。

### **ア 正確な統計データの処理に関する高い専門性**

膨大なデータを短期間で正確に処理し、社会の求める統計として集計することは容易なことではない。

統計の原データとなる調査票は、現実には、完全なものではない。記入者の誤解や未記入など様々な要因から、情報の欠落や矛盾などの記入不備が含まれている。こうした記入不備の中には熟練した者の目を経なければ発見できないようなものもある。高品質で有用な統計を作成する上では、記入不備を出来る限り効率的に発見し、取り除くことが必要である。

このような処理を現実のデータに対して行うには、長年の業務経験を通じ実践的に培われた専門家の目やノウハウが欠かせず、統計センターは、数多くの調査業務を実施する中でこの能力を培ってきた。

### **イ 分類等の統計に関する高い専門性**

統計を作成するためには、個別の情報を一定の基準の下で、あらかじめ設定された統計の分類に区分する業務（符号格付）が必要となる。

現実の調査票は、机上で想定した範囲を超えて、様々な表現や内容を含んでいる。符号格付を正確に行うには、基準や分類についての正確な理解が必要であることは言うまでもないが、こうした記入の背後にある社会・経済的な事情の理解も必要である。このような点も含め、長期にわたる実際の業務の中で、分類等の統計に関する理論・知識・技法の高度化を図ってきた。



## ウ 統計の専門処理・技術に関する業務基盤の構築能力

統計センターでは、分類に関する理論・知識・技法や、データクリーニング（記入不備等を発見し除去すること。）等の統計理論についての知識を有する者を多数育成するとともに、情報処理技術を用いて、正確かつ専門的な製表の実施に必要な不可欠な、高度で効率的な製表システムの企画開発を行ってきた。これにより、製表全体を支える独自の業務基盤を構築し、大量の情報の正確かつ迅速な処理を行ってきた。

## エ 厳格な情報管理能力

公的統計に対する信頼を確保するため、統計センターでは、保有する調査票やデータについて、外部との往来を遮断する管理システムや暗号化等のセキュリティシステムの構築、個々の職員のコンプライアンスの徹底等により、国民・企業の秘密を含む調査票の情報及び市場に影響を与える公表前の統計情報の管理の徹底を実現している。

## オ 組織的な品質管理能力

統計作成においては、製表の誤りを防ぐための万全の備えが必要である。統計センターでは、各調査の特徴を踏まえた符号格付の検査の実施、製表業務の各工程やプログラム開発における品質管理体制の整備、集計結果の多角的な審査等により、徹底した品質管理を実践してきている。

### 統計行政への貢献と行政改革への的確な対応

統計センターは、このように自らの強みを培い、統計作成能力を高めることによって製表分野で統計行政をサポートしてきたが、その統計作成能力の向上は組織の肥大化を伴うものではなかった。むしろ、定員削減計画に対応し、非常勤職員や外部委託の活用、IT 技術を活用した業務の効率化を進め、昭和 59 年の統計センター（総務庁の施設等機関）発足時には 1474 人であった定員を平成 14 年度末までに 1195 人まで削減し、独立行政法人化後も、一貫して職員数を純減しつつ業務を進めるなど、効率化を進めながら着実に業務を遂行してきた。

## 3 統計行政の課題への統計センターの貢献

### (1) 統計センターの貢献可能性

統計センターは、次のような事情を考慮すれば、真摯な自己改革を前提条件として、その機能を再編成・高度化しつつ公的統計の質的向上に積極的な貢献を果たすべきである。

#### 公的統計の質的向上に必要な機能と統計センターの能力

統計行政が直面する課題である公的統計の質的向上を実現するための取組において必要となる機能は、「データの秘匿機能・情報管理機能」、「統計的データ処理機能」、「データの審査・訂正機能」である。同時に、これらの機能を実現する能力を備えた「人的資源」の養成・確保、活用が不可欠である。

これらの機能等と、統計センターの「コアコンピタンス」<sup>(注)</sup>及び統計センターが中央集計機関として現在行っている業務の内容等を照らし合わせれば、統計センターは公的統計の質的向上において貢献し得る素地を持っているといえる。ま

た、公的部門においてこれに比肩し得るような能力を持った組織は他に存在しない。

(注)「正確な統計データの処理に関する高い専門性」、「分類等の統計に関する高い専門性」、「統計の専門処理・技術に関する業務基盤の構築能力」、「厳格な情報管理能力」、「組織的な品質管理能力」

### 行政改革の要請との両立

統計センターが従来からの役割を果たしつつ新たな役割を担っていくには、経営改革によって自らの組織・業務の相当の効率化(注)を図った上で、その合理化の範囲内で新たな取組に着手するとともに、これまで培ってきた能力を研究成果の活用等により更に伸ばしていくことが必要不可欠である。

なお、これまでの統計センターの行政改革への的確な対応の実績を考慮すれば、このような取組の実現は十分可能と考える。

(注)本提言において、以下、統計センターが行う「効率化」については、単に業務の無駄を省くだけでなく、業務・組織の組み換えや改革によって、その効率性の向上を徹底的に追求することを含む意味で用いている。

### 独立行政法人としての貢献の合理性

統計行政全体の課題の中には、統計センターが独立行政法人としての自律性をいかして自らの経営改革により効率化・高度化を進め、業務の公益性を維持しつつ、各府省が行うべき業務を集約的に支援する形で貢献しうるものも存在する。その一例として、各府省共同利用型システム(別紙5)の取組が挙げられる。

そして統計センターがこのような貢献を果たすことは、国の各行政機関に分散して置かれている統計関係の部局が直接かつ個別に同様の課題に取り組む場合に比べ、より合理的であるといえる。その理由としては、統計センターには上述の強みのほか、重要統計を横断的に取り扱うことによる統一性、公共性、さらには組織の柔軟性等をいかした業務の効率化・高度化の実現可能性を有しているからである。

## (2) 統計センターにおいて新たに実施することが期待される具体的業務

### 各府省共同利用型システムの運用管理(「ビジネスフレーム」の整備等の個別システムに関連する業務)

各府省共同利用型システムの運用管理については、統計センターがその任に当たることが決定されている。

関連して、「ビジネスフレーム」についても、この各府省共同利用型システムの一部にその機能が組み込まれることが想定されている。具体的には、各府省共同利用型システムの一つである事業所・企業データベースの運用管理がそれに該当する。なお、こうした各府省共同利用型システムに関連する業務であって公的統計の質的向上に必要なものについては、統計センターが積極的に引き受けていくことが望ましい。

### 統計データの二次的利用の促進

今日、統計データの二次的利用の促進のため、統計センターは統計局と連携しつつ、我が国の統計データの二次的利用の先導的役割を果たすことが期待されている。具体的には、統計局が実施する統計調査のデータを中心としてデータアーカイブの構築、オーダーメイド集計、匿名標本データの作成等の事業を一体的に

展開することである。

さらに、将来的には各府省共同利用型システムが担う機能の一つとして位置付け、各府省が実施する統計調査に関しても同様のサービスを提供していけるよう、限界はあるものの出来る限りの実務を引き受けていくことが必要と考える。

また、統計データの二次的利用の最大の顧客は、大学等の研究者である。顧客の利便性とセキュリティ等を考慮すると、大学と統計センターとの共同事業により全国に統計データの二次的利用のための拠点を整備することを検討すべきである。

### **新たな製表業務**

「経済センサス」や「サービス産業動態統計」など統計局等において新たに実施するための準備が進められている統計調査の製表、行政記録等を用いた統計情報等の作成は、統計センターの強みを生かして積極的に実施すべき業務であると考ええる。

また、従来から製表を実施している統計調査についても、調査環境の変化及び調査方法の変更に的確に対応していかなければならない。

なお、いずれの業務についても、従来の強みをいかしていくため、業務内容に応じた新たな知識・技術等の習得などを十分行うことが必要である。

### **統計に関するコンサルティング及び品質評価**

現在、統計センターでは、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて統計調査の製表等を実施している。また、製表業務に関し、国の行政機関等に対する技術的な支援を行っている。今後は、これらに加えて、新たに実施する各府省共同利用型システムの運用管理及び実施が期待される統計データの二次的利用の促進に当たる立場で、国の行政機関等からの様々な相談を受けて的確な解決方策（ソリューション）を示すコンサルティングが必要になると考えられる。

また、国の統計機関等は、将来的には民間委託を一層活用する方向に向かうと予測される。その中で公的統計の質的向上の観点から、民間会社で行われた集計業務の品質評価を行うことが必要になると考えられる。

このようなニーズに応じて、これまで統計センターが培ってきた強みをいかした統計に関するコンサルティング及び統計の品質評価を行うことによって、公的統計の質的向上に大きく貢献することが可能と考えられる。その前提として、統計センターは自らの専門技術、品質管理等に関し、その技術的水準の向上に一層の努力を払うとともに、学会発表を行うなど、積極的に技術等の周知を図るべきである。

## 第2章 課題の解決策と留意事項

新たな事業の展開は必要であるが、統計センターの組織を拡充することは許されない。統計センターが従来からの役割を果たしつつ新たな役割を担っていくためには、経営改革によって自らの組織・業務の効率化を図り、研究成果の活用等により専門的能力を高め、自ら新たな事業を実施するためのリソースを生み出すことが必要不可欠である。

### 1 基本的な考え方

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革が進められる中、統計制度の改革に対応して新たな事業に着手し、公的統計の質的向上に貢献していくためには、新たな発想の下、製表業務について抜本的な効率化を進める必要がある。

具体的には、統計センターの「コアコンピタンス」が必要な業務に常勤職員を重点的に配置するとともに、その他の業務については、外部リソースを積極的に活用していくという考え方に基づき、中長期的に製表業務に必要な常勤職員数を見据えた戦略的な効率化を進めるべきである。このことによって、従来よりも製表業務に従事する常勤職員数の大幅な削減が可能となる。

同時に、業務自体についても、基幹システムの刷新などを通じた効率化の徹底を図っていくとともに、研究成果を業務に活用すること等により、組織としての専門的能力を高めていく必要がある。

なお、これらの方策の実施については、統計制度改革等の進展を考慮する必要があること、周期調査が5年毎に実施されていること、人材の育成、能力の高度化には一定の時間を要することなどに配慮する必要がある。したがって、今後、統計制度改革等の進展に対応する中期的な改革期間（5年から7年程度）を設定して、これを計画的に推進することが必要である。

### 2 外部リソースを活用した製表業務等の的確な実施

#### (1) 製表業務における「コアコンピタンス」が必要な業務の実施体制等

これまで統計センターが担ってきた製表業務のうち、「コアコンピタンス」が必要な業務に常勤職員の重点的な配置を行うことが適当である。

なお、統計センターを取り巻く環境の変化（例えば、郵送調査、オンライン調査の部分的導入等の調査方法の多様化、行政記録の活用等による取り扱いデータの多様化・複雑化）への対応等のため、製表技術等に関する研究成果の活用や個々の職員の能力向上により「コアコンピタンス」を強化しておく必要がある。

#### (2) 製表業務における外部リソースを活用する業務

「コアコンピタンス」が必要な業務以外の業務については、市場化テスト・民間開放を含め、外部リソースを積極的に活用すべきである。

調査の実施頻度、調査対象、調査の規模、調査内容等の相違による個別の統計調査の特性を考慮するなど更なる精査が必要であるが、現時点において、外部リソースを積極的に活用する対象業務としては、以下のものが考えられる。（各業務の詳細は別紙6、7参照）

調査票の受付

調査票（OCR調査票）のデータ入力

符号格付の処理（OCR調査票以外の調査票はデータ入力業務を含む）

コンピュータシステムの運用・保守

### (3) 新たな業務への対応

新たな業務(「各府省共同利用型システムの運用管理」、「統計データの二次的利用の推進」、「統計に関するコンサルティング、統計処理の品質評価」)についても業務内容、業務量を精査した上で、製表業務の実施体制と同様の考え方で常勤職員を配置し外部リソースを活用することにより推進可能と考える。

## 3 外部リソースの活用に当たっての留意点

統計の作成に外部リソースの活用を行うに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

### (1) 情報管理の徹底による統計の信頼性の確保

製表業務や新たな業務は、国民、企業等の秘密を含む調査票の情報を扱うものが多く、また、統計センターは市場に影響を与える消費者物価指数や失業率等の公表前の情報を取り扱っている。したがって、仮に情報管理に関し問題点が発生した場合、統計行政全体の信用失墜の可能性もある。さらに、今後、統計に用いる行政記録等の情報管理に関し問題点が発生すれば、そのような新たな取組の後退を余儀なくされるおそれがある。

このため、統計センターにおいて外部リソースを活用する際には、市場に影響を与える公表前情報等、外部に委ねること自体が統計センターに対する信頼確保等に支障を及ぼすような情報を扱う業務については、自らが責任をもって管理する、それ以外の業務についても、契約上又は法令上の措置のほか、国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や公表前の統計情報が漏洩しない実効性のある実務上の措置(例えば、統計センターの施設内において外部リソースを活用すること)を講じる、などの配慮が必要である。

### (2) 品質の維持向上・期限厳守とトータルコストの低減

外部リソースを活用するに当たっては、統計の品質の維持向上と完了期限の厳守を確保することが必須条件である。また、外部リソースの活用のために生じる監督・検査など附帯的なコストを含むトータルコストが低減できることが前提となる。

### (3) 統計に関する専門性やノウハウの維持向上への配慮

統計センターの専門性、ノウハウは、これまでの業務遂行の積み重ねの中で培われてきたものであり、2(2)において掲げた業務等についてのアウトソーシングに当たっては、この専門性やノウハウの新たな蓄積を長期的に持続させ、統計センターの専門性やノウハウを維持し統計の品質を保てるよう配慮しなければならない。

例えば、ある業務をすべて外部に委ねることとした場合も、当該業務を若手の常勤職員に経験をさせ、その実態を理解させるなど統計センターの常勤職員の専門性等の維持・継承に向けた配慮が必要である。

### (4) 外部リソースの活用方法

どの外部リソースを活用するか、業務遂行の場所をどうするかなど、外部リソースの活用方法の選択に当たっては、調査の特性、業務の種類、性格等を踏まえて決定する必要がある。その際、業務の遂行における管理の必要性、常勤職員と外部リソースとの連携の度合い、他工程における業務との連携等について十分に検討を加

えた上で、確実に業務が実施され、正確な統計データが作成されるような確かな仕様を定めることが求められる。

また、当該業務仕様が確実に実行できるか否かについて、適切な方法により事前に十分な検証・確認を行っておくことが必要である。

#### **4 業務・システムの改革等**

##### **(1) 基幹システムの刷新**

ハードウェアについては、ホストコンピュータを中心とするレガシシステムからの脱却を図るなど、基幹システムの刷新を行うことで、機器関係の経費をこの10年間で約16億円(平成7年)から約11億円(平成17年)まで節減している。今後この取組を積極的に推し進め、機器に関する経費をさらに節減していくことが必要である。

また、ソフトウェアについても、既存のプログラムや汎用的な市販ソフトの活用による省力化、各種業務の標準化等により一層の合理化・効率化を図っていく必要がある。

##### **(2) 研究成果の活用等による業務の見直しと専門的能力の向上**

製表業務におけるIT化の拡大を図り、業務の効率化を推進していく必要がある。

また、オンライン調査や行政記録の活用等のデータ収集と製表を一体的に考える統計作成手法や統計データの二次的利用に関する研究を行い、これら研究成果の活用等により専門的能力を高める必要がある。

このような研究については、大学や研究機関との共同研究等の実施により、研究者の知識を活用した効果的な研究成果が期待できるほか、共同研究に参画した統計センター職員の専門性が高まり、統計センターの「コアコンピタンス」の強化という効果も期待できると考えられる。

### 第3章 新たな組織の在り方

平成18年以降5年間で5%以上の役職員数の純減が求められている中で、統計センターが新たな統計調査の製表を含む製表業務を実施しつつ新たな業務を展開するためには、それを支える有能な人材の確保及び育成が必要不可欠である。

#### 1 人材の確保・育成等の在り方

##### (1) 今後の業務に従事する常勤職員に求められる能力

統計センターが今後実施することが想定される業務は、従来から行っている統計局が実施する統計調査の製表及び各府省等からの受託製表に加えて、統計センターにおいて新たに実施することが期待される業務である。

これらの業務に必要な機能とそのための人材は前述したとおりであり、これを考えると今後の事業に従事する常勤職員に求められる能力は、従来の製表業務における「コアコンピタンス」が必要な業務を的確に実施できる能力と非常に類似していると考えられる。

##### (2) 有能な人材を確保・育成するための方策

次のような事項について検討を行い、将来を見据えた人事戦略を確立することが必要である。

##### 業務内容等に応じて求められる能力の種類等の明確化

今後実施する各業務を工程等に応じて細分化し、細分化されたそれぞれの業務内容等に応じて求められる専門能力の種類やレベルを明確にする必要がある。そしてそれらの能力の種類やレベルに応じて、どの程度の職員数が将来必要となってくるかについての見通しを持つことが、将来を見据えた人事戦略を確立する大前提として、必要である。

##### 「コアコンピタンス」を支える人材の採用

今後、統計・製表の専門性等を強化し、「コアコンピタンス」を支えるという観点から、大学や大学院等で統計や情報技術等の高等専門教育を受けた者をより積極的に採用していくべきである。

また、統計データの二次的利用の推進に関して大学との共同事業の実施について触れたが、こうした事業を通じて統計に関心のある者を確保していくことも考えられる。さらに、大学や民間研究機関などの統計及び情報技術の専門家の任期付採用や中途採用を検討すべきである。

##### 専門家育成のためのキャリアパスの設定

業務の的確な遂行に必要な専門能力を有する者を計画的に育成していかなければならない。そのため、専門能力ごとにどのような実務を経験させていけば当該専門能力を有する専門家が育成できるかについて検討を行い、明確なキャリアパスを設定することが必要である。

キャリアパスの設定に当たっては、調査実施関係業務を行うことにより統計に関する様々な知識と広い視野を得ることができることから国の調査実施機関での勤務を経験させることが重要である。

また、大学と共同研究を行い職員を大学に派遣するなど官学連携による専門家の育成も考えられる。さらに、民間企業・研究機関等との人事交流も積極的に検

討すべきである。

### **職員の意識改革と士気向上のための制度の整備**

困難な組織改革を成し遂げることができる人材を育成するためには、組織全体としての啓発運動を起こすことなどによる職員の意識改革が必要である。また、業績、発揮した能力、努力等が考慮される評価制度を確立し適切な評価基準を設定することや納得性の高い処遇制度、昇進・昇格制度を確立することなどによる、職員の士気向上が重要である。さらに、一度失敗しても再度挑戦できる再評価制度の検討も必要である。

## **2 独立行政法人の見直しへの対応**

統計センターは平成 19 年度末で中期目標期間が終了することから、平成 19 年度中に見直しが行われる。これに関しては、独立行政法人通則法第 35 条<sup>(注1)</sup>に基づき業務全般の見直しが行われるほか、行革推進法第 52 条<sup>(注2)</sup>の規定が適用されることとなる。

このような状況の中で、国家公務員の身分に関する結論を出すのは本研究会の役割ではなく、総務省独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で主務大臣が判断する事項である。ただし、研究会においては国家公務員の身分に関して 制約が少ないなどメリットもあり国家公務員の身分はなくてもよいという意見、 国家公務員として就職した職員の公的な仕事をしたいという期待権にこたえるべきという意見などがあった。

これらの意見に留意しつつ、統計センターの組織の在り方については、今後実施する業務の性質とその停滞による支障の程度、行政改革の要請、「コアコンピタンス」の強化のための人材育成・確保戦略上のメリット・デメリット等を勘案し総合的に検討することが必要である。

(注1) 独立行政法人通則法第 35 条：「主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。」

(注2) 行革推進法第 52 条：「平成 18 年度以降に中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとする。」



## 第4章 統計センターが将来有すべき役割と業務

統計センターは、新たな業務の実施、「コアコンピタンス」が必要な業務への常勤職員の重点配置と専門能力の向上、外部リソースの積極的な活用という新たな方向に大きく舵を切ることにより、次のような役割と業務を将来有すべきである。

### 高い信頼性と品質を持つ統計の作成・提供

統計の品質に直結する業務に常勤職員を集中的に投入し、その業務の実施や計画的なキャリアパスの設定により職員の専門スキルを向上させ、これらの専門スキルを有する職員の層を厚くすることで、今まで以上に高い信頼性と品質を持つ統計の作成・提供を実施。また、同一の専門スキルを有する職員間での議論の活発化により、職員同士が切磋琢磨し能力向上を図る組織に変革。

### 行政記録等の集計・蓄積等にも対応可能な体制

情報管理やコンプライアンスに従事する職員の層を厚くすることで、調査票、「ビジネスフレーム」情報のみならず、秘密度の高いあらゆる行政記録等の情報の入力・集計・管理・補完・蓄積等にも対応可能な体制を構築。

### 集計の早期化を図るなどサービスを向上

外部リソースを積極的に活用することで、組織の肥大化を防ぐ一方、外部リソースの短期間の大量・集中投入が可能になることから、このメリットを生かした集計の早期化を図るなどサービスの向上を実施。また、投入量の限界から行えなかった分類格付等の詳細化を図り国民・企業の協力に基づいて得た調査票情報の価値を最大化。

### 統計情報を多角的に提供

各府省共同利用型システムの運用管理や統計データの二次的利用の基盤整備など新たな事業を通じて、行政・国民の双方に直接のチャンネルを構築し、各府省の統計、各国の統計を含めたあらゆる統計情報の一元的な照会窓口、一元的な提供窓口の役割を果たしつつ、あらゆる統計情報を多角的に提供。

大学等と共同し統計の品質向上、情報提供サービスの向上、効率性の向上を実現製表技術（補完・検査・自動化）や統計データの二次的利用について、大学等の研究機関と共同研究・共同事業を実施し、当該成果により、一層の統計の品質の向上、情報提供サービスの向上、効率性の向上を実現。

また、これらを通じて統計センター職員が持つ技術レベルを学術的に認められる水準まで高め、発信することにより、統計を志す優秀な学生が自発的に集まる組織に成長。さらに、大学等の研究機関とのチャンネルにより優秀な学生を安定的に確保し、まさに統計を愛する士気の高い専門家集団を形成。

### 「統計の司令塔機能」の一部をサポート

専門家集団を財産とし、各府省共同利用型システムの運用管理等の新たな業務等を通じて統計の基盤整備機能等司令塔機能の一部を強力にサポート。ここで統計センターに係る「司令塔機能」としては、

- ・母集団情報の整備・提供
- ・情報システムの企画・運営（情報の統一的提供、データアーカイブ）

・情報処理技術に対応した調査の在り方や統計改善等の研究が挙げられる。このような活動を通じて公的統計関係機関にとって必要不可欠な機関として広く認められる存在に成長。

統計センターにおいては、これらの将来的な目標を達成し、職員がやりがいと意欲を持って業務に邁進する世界最高水準の統計作成・提供機関となることを組織として目指してほしい。

## むすび

製表（集計）業務は、実際には、社会経済の変化を把握し、日進月歩のコンピュータ等集計機器を活用し高度の専門知識と集計技術を応用して進める専門性の高い業務であるが、ともすれば、単純だと思われがちである。華やかな活動でアピールすることはないが、後世に残る国民の共有財産である統計を正確性、信頼性を確保しつつ迅速かつ安定的に作成・提供するためには、その基盤の集計部分に高度な専門知識・技術が必要であり、将来に向け、これらの能力を磨き、さらに一層高度化していかなければならない。

もちろん、外部リソースを活用していくことが可能な業務もあり、それについては行政改革の要請にこたえ、積極的に活用して製表業務の効率化を図りそれを実現する不断の努力も必要である。

このような取組を真剣に行った上で、時代の要請である統計行政の改革に統計センターは積極的に貢献していくべきであり、また、それだけの力を有していると期待している。ハードルは高いが、この提言を参考としつつ、公的統計の質的向上を支える基幹的マンパワー集団として、統計センターがかげがえのない存在となるよう、最大限の努力をお願いして結びとする。

## 「統計制度改革検討委員会報告」抜粋

(平成 18 年 6 月 5 日)

現行の統計法制度は、創設来 60 年近くを経て、産業構造や調査環境の変化、統計情報の多様で高度な利用へのニーズの高まり、統計作成に係る各種リソースの制約等に直面し、経済社会の実態を充分的確に反映したデータを提供できるものとなっていない。端的に言えば、現在の我が国の統計には以下のような問題が現れている。

- ・ 多くの統計が各府省の個別行政への利用に供することを念頭に整備されている反面、社会が広く必要としているにもかかわらず十分に整備されていない統計が見られること
- ・ 統計作成の情報源として統計調査への依存度が大きく、諸外国で近年積極的に進められている行政記録の統計への活用が進んでいないこと
- ・ 現在の社会環境や統計に対するニーズ、情報通信技術の進展等を踏まえた統計の利活用が進んでいないこと
- ・ いわゆる分散型統計機構の中で、統計行政の調整機能が統計整備の方向性の提示やそれに沿った個別統計の整備といった能動的な役割を十分に果たし得ていないこと

## 統計データの二次的利用について

統計データの二次的利用に関連する事業は、次のようなものがある。

データアーカイブの構築	<p>データアーカイブとは、統一的な考えの下に、個別データ統計作成過程の各種情報を整理収録し、その散逸を防ぐとともに、行政施策や研究等の統計データの二次的利用に供する場合の基盤や窓口となる機能を有する仕組みであり、オーダーメイド集計、匿名標本データの作成・提供、インサイト集計などの統計データの二次的利用の前提となる基礎的な事業と考えられる。</p> <p>データアーカイブには、調査票等の個別データのほか、サンプリング方法、調査方法等の調査実施に関する情報のドキュメント、さらには、集計に当たってのデータ処理に関する情報のドキュメントなど、統計データの二次的利用を行うに当たって必要な関連情報（メタデータ）も格納する必要がある。</p> <p>また、データアーカイブは、個別データを取扱うことから徹底した情報管理が求められるほか、整理収録に当たっての個別データの処理やメタデータの整備等のため、相当の専門知識と労力が必要となる。</p>
オーダーメイド集計	<p>オーダーメイド集計とは、調査票を保有する行政機関等が統計利用者からの個別の要請に応じて調査票を集計してその結果を提供するものである。</p> <p>また、オーダーメイド集計については、集計希望者からプログラムの提供を受けたオーダーメイド集計も考えられるが、この場合、提供を受けたプログラムを通じて個別データの漏洩等がないようにプログラム自体の審査等が必要となる。</p>
匿名標本データの作成	<p>匿名標本データとは、個別データから地域区分や世帯番号等の個体識別情報を消去するなどして個体識別を不可能にした標本データであり、当該データは学者等の第三者に提供することを前提として作成されるものである。</p> <p>匿名標本データの作成については、情報管理の徹底を図りつつ個別データの秘匿ルールや加工ルールを決定した上で一定の処理を施す必要がある。</p>

# 製表業務の流れについて

(別紙3)

調査によって集められた調査票(データ)を、一定の手順に基づいて処理し、その内容を統計表として表すことを「製表」という。統計センターでは、膨大な調査票を効率的かつ迅速に処理するため、

①調査書類の受付整理、②調査票の入力、③分類符号の格付、④データチェック、⑤結果表の作成、⑥結果表の審査という工程で製表業務を行っている。

## ■ 調査票の受付整理

調査票などの調査書類は、提出スケジュールに基づいて提出され、種類・数量に間違いがないかをチェックし、以後の製表業務が効率よく行えるように整理する。

受付整理が終了した調査書類は、厳重に管理された保管庫に格納される。

調査によっては磁気テープ、MOなどの電磁的記録媒体で提出されるものもあり、その場合は読み取りチェックとレコード数の確認のほか、ウイルスチェックも行う。



(調査票の受付整理事務)

## ■ 調査票の入力

調査票の受付整理を終了した後は、OCR(光学式文字読取)装置または外部から遮断された内部ネットワークに接続しているパソコンにより調査票のデータを入力する。



(OCR入力)

## ■ 分類符号の格付

調査票に記入された「事業の内容」、「仕事の種類」や「家計の収入・支出の種類」などを、分類(「産業分類」、「産業分類」、「収支項目分類」など)符号表に従って格付符号する。現在、この事務の大半はパソコンを用いて行われている。



(パソコンによる入力・格付・データチェック事務)

## ■ データチェック

調査票の記入漏れ、記入誤り、記入内容の矛盾などはコンピュータを用いてチェックし、調査票の記入内容を確認した後に、誤りを訂正する。



(データチェックリスト審査事務)

## ■ 結果表の審査

集計・出力された結果表は、文字や表の様式、結果数値の理論的整合性などについて審査される。さらに、過去の調査結果との時系列比較、関連統計調査結果と対比など、さまざまな観点から結果数値の妥当性の審査が行われる。



(パソコンによる結果数値の審査)

## ■ 結果表の作成

データチェックが終了したデータは、コンピュータを用いて集計され、結果表が作成される。



(コンピュータによる演算処理業務)

## 製表業務に先がけて行われる業務

### ■ 製表の企画

統計調査の製表を正確・迅速に行うための準備として、製表の全体計画を検討作成する。また、製表事務手続きや分類符号表、データ審査用資料の作成のほか、種々の用品の準備も行います。このように製表業務が正確かつ効率的に遂行できるよう周知な準備が行われている。

### ■ プログラム開発

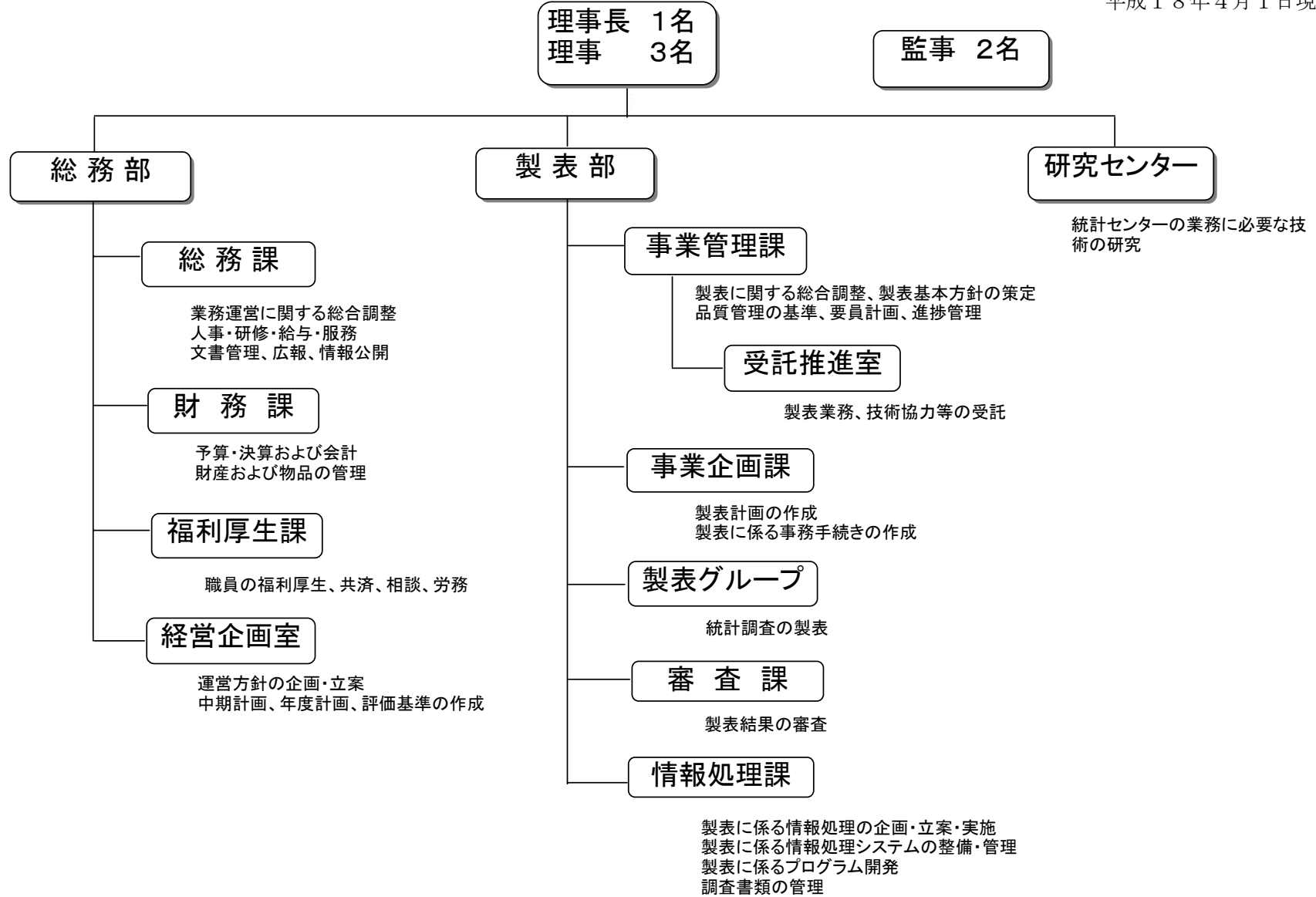
統計調査の製表は、大量のデータを処理し、作成する結果表が複雑で表数も多いためコンピュータにより行っているさまざまなデータチェックや結果表の作成を効率よく正確に処理するためにはプログラム開発が重要となるため、その開発も行っている。

### ■ 研究業務

符号格付の自動化、各種統計手法の適用など、製表業務の効率化・高度化や集計結果の精度向上に向けたさまざまな研究を行っている。

# 統計センターの組織図

平成18年4月1日現在



統計調査等業務の業務・システム最適化計画においては、

- ・ 各府省で整備する情報システムの集約を図り政府として「効率的なシステム投資」、「システム運用の効率化」を達成しつつ、
- ・ 統計調査のオンライン化、統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出、統計情報のワンストップ・サービスの実現等の統計サービス向上を図ること

等を目的とする「各府省共同利用型システム」の整備を行い、平成20年以降本格運用開始することとされ、同システムの管理運用は統計センターが行うこととされている。

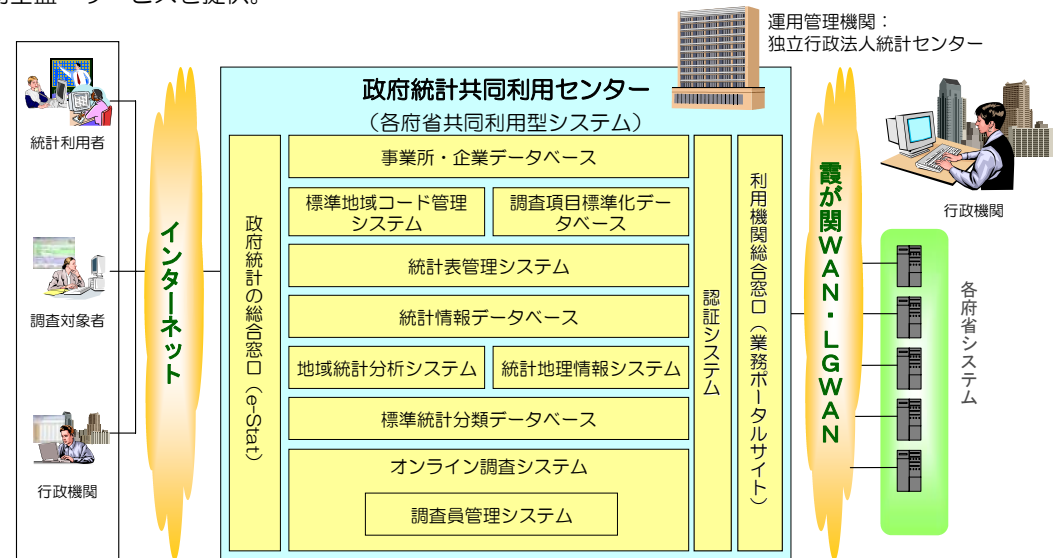
なお、同計画では、統計センターが管理運用を行う理由等については、

- ・ システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うことから、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要であること
- ・ 経済的かつ効率的な民間委託、外部人材の弾力的登用等の法人独自の創意工夫及び経営努力を通じ、業務の効率化及び経費の低減を実現できること

などが挙げられている。

## 各府省共同利用型システム

統計調査等業務の最適化を通じ、統計関係の情報システムを集約させ、政府全体で共用する各府省共同利用型システムを整備。政府統計のASP※として、各府省の統計調査等業務に係る共通の業務基盤・サービスを提供。



※ASP：ビジネス用の情報システムをネットワークを通じて利用機関に提供する事業主体



業務	概要
調査票の受付業務	調査票の受付業務は、配送されてくる調査票を受領し、調査票の数量、状態等をチェックの上、必要に応じて地方公共団体等に不足分等の確認・照会
調査票（OCR調査票）のデータ入力業務	入力業務は、OCR 調査票で提出されたものについてOCR 読み取り機器により電子化する業務である。この業務については、効率性の観点から各調査で共通の機器を用いており、経常調査・周期調査等の各調査間での機器使用計画を策定した上で、調査票の読み込みを行っている。
符号格付業務（OCR 調査票以外の調査票はデータ入力業務を含む）	<p>符号格付業務は、調査票にフリーアンサーで記入された</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 産業・事業内容（国勢調査等）</li> <li>ii) 職業・業務内容（国勢調査、労働力調査等）</li> <li>iii) 収支項目（家計調査、全国消費実態調査）</li> <li>iv) 行動内容（社会生活基本調査）</li> </ul> <p>などを基に、産業分類基準、職業分類基準、収支項目分類基準、行動分類基準に従って決められた分類符号（コード）を付与する業務である。</p> <p>これらの業務は、「①符号格付」、「②格付検査」のほか、符号格付が困難な場合に専門能力の高い職員が判断を行う「③疑義処理」、社会の変化により発生する新たな産業・職業・収支項目・行動の符号格付等への対応を確認する「④調査実施機関との連絡調整」や①から④の内容・傾向を分析・チェックする「⑤分析・検証」、そして①から⑤の情報を蓄積し次回以降の製表や他調査に活用するための「⑥情報蓄積」から成り立っている。</p>
システム運用・保守業務	製表におけるシステム運用・保守業務においては、開発された製表プログラムを稼働させるために、オペレーション仕様に沿って必要な磁気媒体をコンピュータ装置にセットし、当該装置に必要な命令を出し、演算結果を磁気媒体等に格納し、出力された紙媒体を所定の場所に運搬し、保存する必要がある磁気媒体を保存場所に格納するなどの業務である。

# 製表業務の具体的な内容（符号格付事務の例）

（別紙 7）

## ① 符号格付事務全体の企画・管理

事務の着手に先駆けて、所要の精度水準を維持しつつ効率的かつ迅速に行うための処理の基準や方法について企画を行うとともに、格付に用いる各種資料等を整備し、これらに基づき、職員への研修の実施や事務の進捗、品質等を管理。

## ② 調査票の記入内容を基に、あらかじめ調査ごとに設定された分類項目と分類適用基準に従って格付し、該当の項目符号（コード）を付与。

調査票に文字（フリーアンサー）で記入された事業や仕事の内容からの産業・職業別人口、家計の収入や支出の品目からの収支項目別金額などを集計するため、以下のような分類符号を付与。

- 産業分類符号（農業、建設業、情報通信業、サービス業、・・・分類不能）  
例えば国勢調査では、大分類 1 9、中分類 8 0、小分類 2 2 8 項目
- 職業分類符号（専門的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、・・・分類不能）  
例えば国勢調査では、大分類 1 0、中分類 6 1、小分類 2 7 4 項目
- 収支項目分類符号（食料、住居、光熱、教育、教養娯楽・・・）  
経常収入 1 4, 特別収入 2, 実収入以外の収入 1 1, 繰入金 1, 消費支出 5 5 0, 非消費支出 8, 実支出以外の支出 1 1, 繰越金 1
- 生活行動分類符号（睡眠、食事、通勤・通学、仕事、スポーツ・・・）  
小分類 85 項目

## ③ 符号格付の精度の維持・向上を図るため、人を替えて検査を実施。

## ④ 符号格付が困難でその符号を特定するための疑義については、専門の職員が処理。

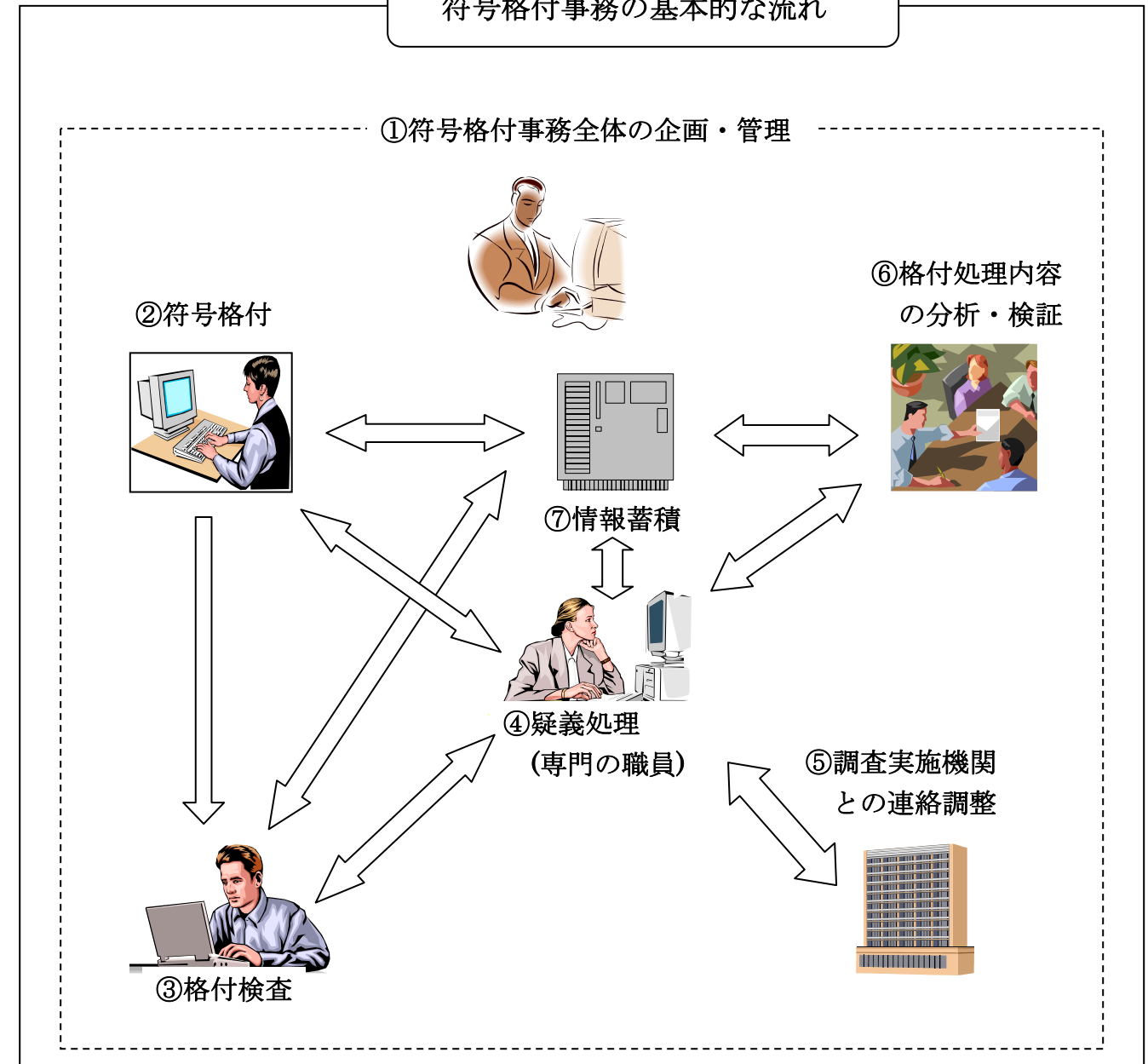
符号格付が困難なケースについては、各分類の定義、基準、構成、適用単位、決定方法等の専門的知識、分類の適用上の注意事項等に精通している専門職員が、社会経済の状況、地域や調査の特性、過去の事例などを基に総合的に分析した上で適用を判断し、符号格付担当者を指導。

## ⑤ 新たな業種等は、必要に応じて調査実施機関と連絡・調整。

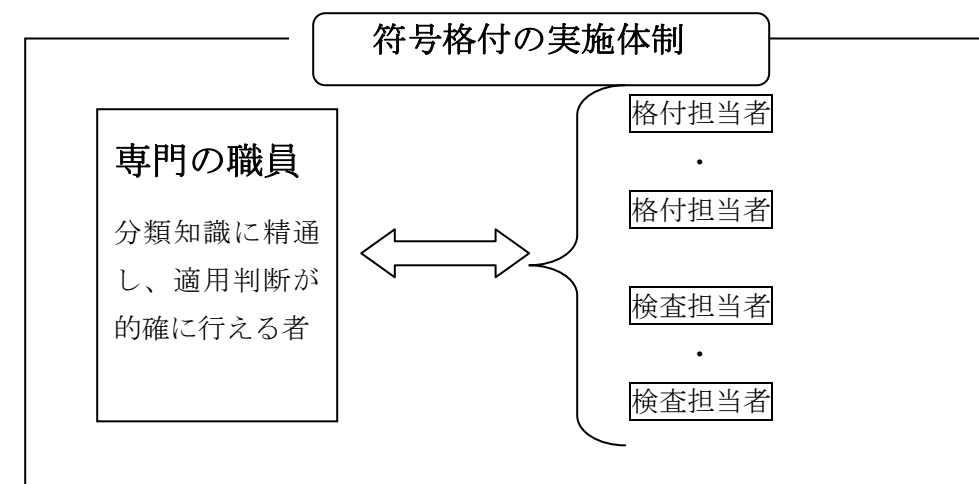
## ⑥ 新たな業種・職種の適用分類や格付誤りの傾向などを把握・分析してそれらの処理の基準や方法を策定し、符号格付担当者を統一的に指導。

## ⑦ 疑義処理情報等を蓄積し、現行集計だけでなく次回以降の集計や他調査にも活用。

### 符号格付事務の基本的な流れ



### 符号格付の実施体制



# 符号格付が困難な産業・職業分類の事例

<b>9 勤めか自営かの別</b> ・臨時雇とは 日々又は1年以内の期間を定めて雇われている場合をいいます ・自営業種とは 個人で事業を営んでいる人（農家などを含む）や自由業の人をいいます	雇われている人 会社などの 常雇 臨時雇 役員 ○ ○ ○	雇われている人 会社などの 常雇 臨時雇 役員 ○ ● ○
	自営業主 家族 家庭内の 雇人 雇人 従業者 賃仕事 あり なし (内職) ○ ● ○ ○	自営業主 家族 家庭内の 雇人 雇人 従業者 賃仕事 あり なし (内職) ○ ○ ○ ○
<b>10 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</b> ・仕事をしている事業所(本社・本店 支社・支店 営業所 工場 商店など)の名称(官公庁の場合は課名まで)を書いてください ・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください	勤め先・業主などの名称 ① ○○ 薬局	勤め先・業主などの名称 ② 喫茶統計
	事業の内容 薬局	事業の内容 インターネットカフェ
<b>11 本人の仕事の内容</b> ・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください	店主	フロアスタッフ

<b>9 勤めか自営かの別</b> ・臨時雇とは 日々又は1年以内の期間を定めて雇われている場合をいいます ・自営業種とは 個人で事業を営んでいる人（農家などを含む）や自由業の人をいいます	雇われている人 会社などの 常雇 臨時雇 役員 ● ○ ○	雇われている人 会社などの 常雇 臨時雇 役員 ● ○ ○
	自営業主 家族 家庭内の 雇人 雇人 従業者 賃仕事 あり なし (内職) ○ ○ ○ ○	自営業主 家族 家庭内の 雇人 雇人 従業者 賃仕事 あり なし (内職) ○ ○ ○ ○
<b>10 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</b> ・仕事をしている事業所(本社・本店 支社・支店 営業所 工場 商店など)の名称(官公庁の場合は課名まで)を書いてください ・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください	勤め先・業主などの名称 ③ ○○ 製菓(株) 若松支店	勤め先・業主などの名称 ④ ○○ 設備
	事業の内容 医薬品製造	事業の内容 水道業
<b>11 本人の仕事の内容</b> ・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください	事務員	事務員

∞

**①の場合**  
 薬局は、開設には都道府県知事の許可を必要とし、開設者が薬剤師でない場合には、管理者として専任の薬剤師を置かなければならない。  
 9欄「自営業主雇人なし」の場合、10欄「勤め先・業主などの名称」が薬局であるので、11欄は「店主」として記入があるが、(他の世帯員の記述を見ると)家族従事者に薬剤師がいないため、職業分類は「薬剤師」とする。  
 産業分類・・・「J601 医薬品・化粧品小売業」  
 職業分類・・・「023 薬剤師」  
 (ただし、家族従事者に薬剤師がいる場合は「300小売店主」に分類)

**②の場合**  
 最近出現しているインターネットカフェは、喫茶店、情報通信サービス、などが考えられるため、調査実施機関と連絡・調整の上、産業分類を決定。

**③の場合**  
 事業内容に「製造」とあるが、名称に「若松支店」と記入してあり、当該事業所では医薬品の作成ではなく、自社が製造した医薬品の販売を行っている想定されることから、産業分類は「J542 医薬品・化粧品等卸売業」とする。

**④の場合**  
 事業内容に「水道業」とあるが、名称に「設備」と記入してあり、(水の供給を行う「水道業」ではなく、)水道工事業と判断できることから、産業分類は、「G 電気・ガス・熱供給・水道業」ではなく「E 建設業」とする。

(参考1)

「統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略・50音順)

飯島 英胤 (東レ株式会社特別顧問)

飯塚 悦功 (東京大学大学院工学系研究科教授)

佐藤 博樹 (東京大学社会科学研究所教授)

清家 篤 (慶應義塾大学商学部教授)

座長 坂東 眞理子 (昭和女子大学副学長)

## 「統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会」開催実績

◎ 第1回（平成18年3月29日（水））

<議題>

- (1) 会議の進め方について
- (2) 統計センターの現状について
- (3) 統計センターをめぐる問題点・課題等について
- (4) その他

◎ 第2回（平成18年4月24日（月））

<議題>

統計センターが担うべき機能・役割について

◎ 第3回（平成18年5月15日（月））

<議題>

統計センターの業務の効率化及び組織の在り方について

◎ 第4回（平成18年6月5日（月））

<議題>

「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」について

◎ 第5回（平成18年6月27日（火））

<議題>

「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」について